

Project : 第 8 回 清水町・蓮沼町周辺地区 防災まちづくり協議会の概要	
date : 令和 2 年 12 月 8 日 (火) 19:00~20:45	place : 清水地域センター 第一洋室

《次 第》

- 1 開 会
- 2 第 7 回防災まちづくり協議会 会議録確認
- 3 防災まちづくり計画の発展
- 4 その他
- 5 閉 会

《配布資料》

- 資料 1 : 第 7 回防災まちづくり協議会議事概要
- 資料 2 : 清水町・蓮沼町地区『建替えルール どうする?』
- ※第 7 回協議会資料 2 : 防災まちづくり計画の発展 協議資料 (PowerPoint 資料)

《議事要旨》

■議事 3 防災まちづくり計画の発展

●新たな防火規制について

- ・不燃化特区の指定は、申請をすれば採択されると認識していたがちがうのか。特区の指定と建替え助成はセットだと考えてよいのか。
- (区) 不燃化特区の事業は、当初 10 年間の予定で今年度末までの事業でしたが、5 年間ほど延伸されそうです。残念ながら清水町蓮沼町は、不燃化特区の指定条件に該当していません。
- ・大災害が発生すれば、復興に莫大な費用がかかる。延焼や倒壊がなければ消火活動や運営の難しい避難所の開設も必要ない。だからこそ、大きな地震が来る前に「倒れない、燃えないまちづくり」が大切。他の事業等を抑えてでも助成を行う必要があるのではないのか。

●建築物等の用途の制限

- ・よいと思う。
- ・規制が地区のためになるのか疑問がある。風俗施設なども含めて規制しないまちのほうが、面白味がある。世田谷の焼きまわしのようなまちにしたい。

●敷地の最低限度について

- ・敷地規模の制限により資金のない人は出ていかざる負えなくなる。敷地制限のない北区のほうが、人気がある。
- (区) 今後建築敷地としての分割に適用するもので、既存の宅地がその面積より小さい場合は、そのまま問題ありませんし、建替え等もできます。

●進め方

- ・防災とそれ以外の項目がバラバラに並んでいるので整理したほうがよい。防災に関連するものとそれ以外のものを分けて検討するようにしてほしい。
- ・繰り返し要望のある助成制度についても、適用できないのであれば、文章でその理由を明らかにしてほしい。

●全体的な論点

- ・検討項目を「防災」に関連するもののみとするのか、この機会に住環境の保全等も含め検討するのか。

※当日時間が足りず、協議会参加者の方に記入シートを提出していただいた